

鳥取県告示第 399 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字浜田灘東 3 の 21（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）